平成２６年（フ）第８９号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17444番地２
債務者　金濱　幸一
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９０号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17444番地２
債務者　金濱　光子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９３号
宮崎市大字赤江830番地１
債務者　増田　英子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５号
兵庫県佐用郡佐用町三日月543番地
債務者　裏　　政夫
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２０号
富山市藤木557番地
債務者　千國　　清
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１号
富山市稲荷町３丁目２番18号
債務者　池田　正夫
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１１１号
大阪府東大阪市中石切町３丁目10番22号105号
債務者　吉原万里恵
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４号
熊本県八代市西片町2334番地　201、前住所福岡県京都郡苅田町大字尾倉4312番地メゾン日豊Ｂ－201
債務者　倉津由希絵（旧姓坂上）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月２日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第３７３号
横浜市神奈川区大口仲町166番地２　井上荘201号
債務者　明和　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３１号
横浜市中区本郷町３丁目209番地　グリーンヒル山手105号室
債務者　本田　和子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３６号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地17街区９棟203号
債務者　池内　　曠
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０４号
栃木県宇都宮市戸祭３丁目６番45号　ニューエルディム戸祭302号室、前住所栃木県宇都宮市中里町425番地96
債務者　市川　年男（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０８号
栃木県栃木市祝町２番10－１号　ミニュートワルツ２－104号、前住所栃木県栃木市平柳町２丁目３番28号　フレグランス302号
債務者　相田　和則
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１１号
栃木県那須烏山市滝田2013番地１　サンプラザＡ102号室
債務者　谷仲　徳裕
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１７号
栃木県芳賀郡芳賀町大字与能1406番地２
債務者　石黒　義幸
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
熊本県上天草市松島町阿村4295番地３　コーポシーアイ201
債務者　福島　正幸（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月９日午前11時
熊本地方裁判所天草支部